

振興会三二通信

平成 29 年 2 月 27 日発行 第 31 号
 発行者 福島県授産事業振興会
 電話 024-563-1228

＜食品表示研修会＞

二十四節季の一つである雨水（水ぬるみ、草木の芽が出始める頃）を過ぎてもまだまだ寒い日々が続いています。健康管理には十分注意して下さい。

さて、2月から3月にかけて、県内6圏域（県北、県中、県南、いわき、会津、相双）で、保健所等から講師を迎え食品表示の研修会を開催しております。

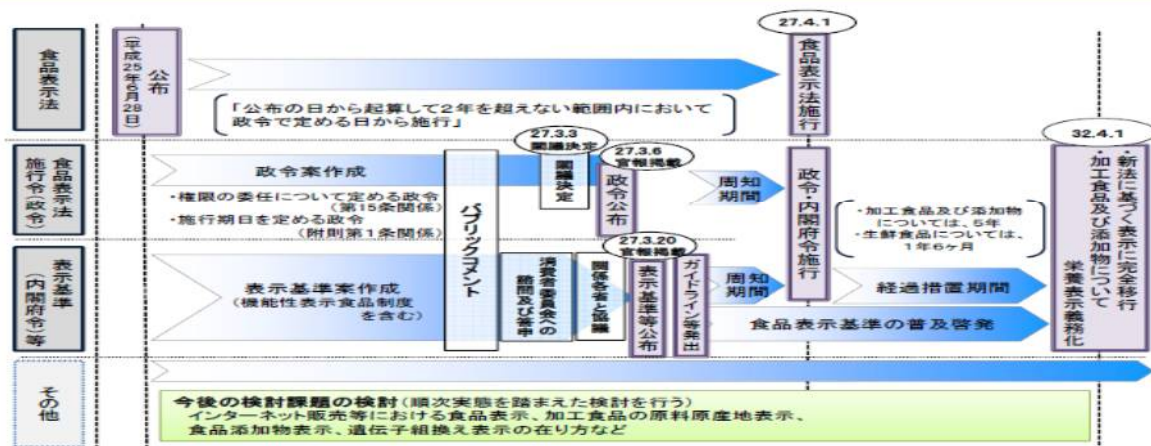
旧3法（食品衛生法、JAS法、健康増進法）が複雑化する食品表示に対応するために、平成27年4月に食品表示法が施行されました。

加工食品は5年間の経過措置期間が設けられておりますが、平成32年3月31日までには、新法にのっとった表示にしなければなりません。

今後の取り組みが課題となります。早め早めの取り組みをお願いいたします。

食品表示に対し不明な点がありましたら、最寄りの保健所等へ照会をしてください。

新食品表示制度のタイムスケジュール



＜東京ギフトショー＞

2月8日（水）～10日（金）に、東京ビッグサイトでギフトショーが開催されました。福島県の会津木綿を使用した、トートバッグ、トランク、くるみボタンヘアゴムを出品し、バイヤー54社が立ち寄られ、今後の販売につなげることができるよう期待しております。



（震災復興支援員 県北担当 堺 昭一）

＜編集後記＞

趣味で陶芸教室に通い始めて2年になります。ある程度形にはなってきましたが、素焼きが終わるまで心配です。十分に手を掛ければ変形が少なく、手を抜くと変形する割合が大きいです。何事にも十分に手を掛けることが大事であると痛感しています。

